平成16年度各会計予算

安心と明るい未来を育む予算

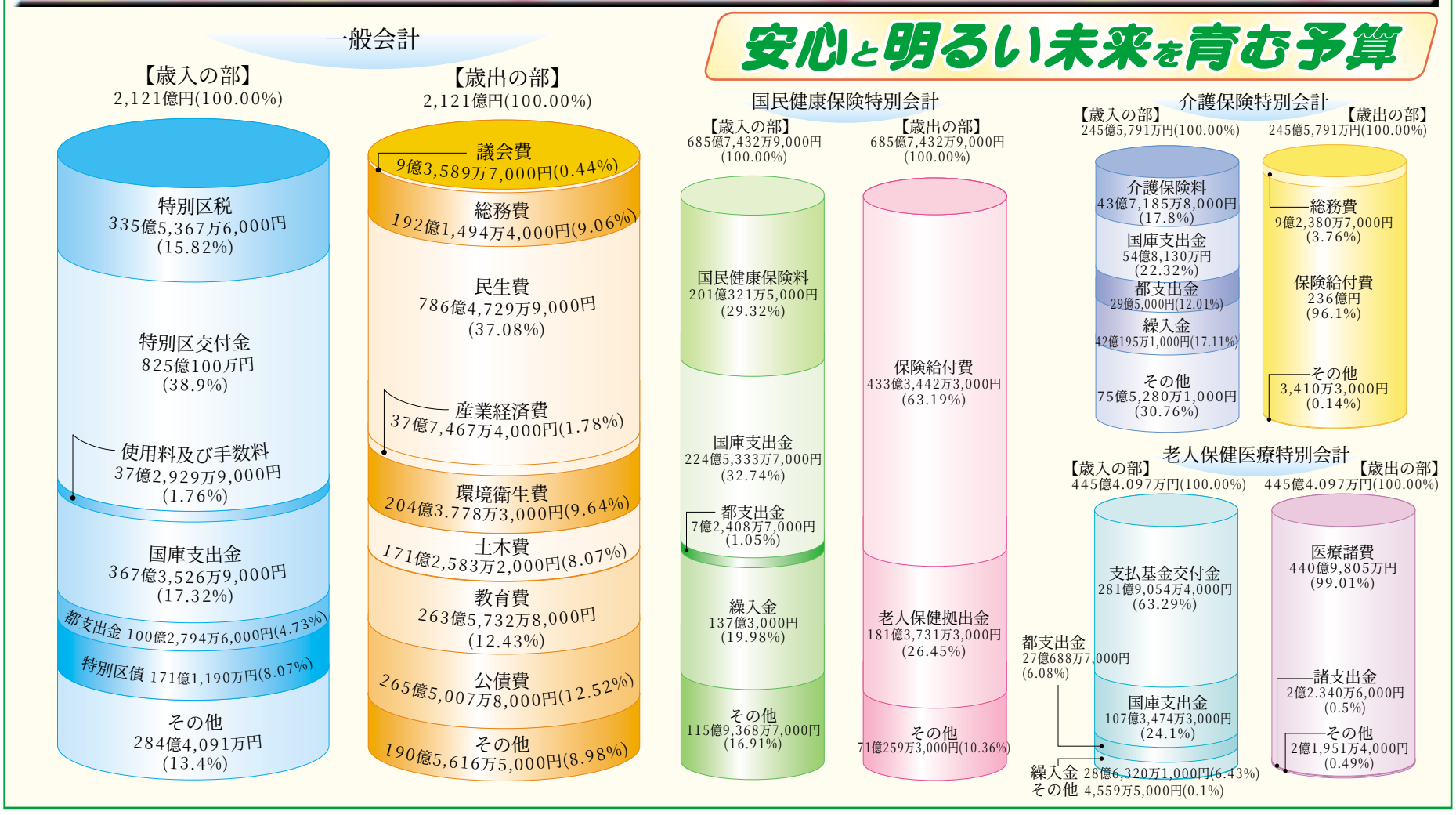

今定例会で可決した意見書（要旨）

マンション管理の適正化等に関する意見書

マンションは都市部や地方を問わず国民の主要な居住形態となっていくことが予想されている。

既に区分所有者の権利や義務を規定した「建物の区分所有等に関する法律」があるが、平成13年にはマンションにおける良好な居住環境の確保等を目的とした「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が施行されたところである。

しかしながら、マンション管理の主体であることに依然無関心な管理組合や区分所有者がいること、また一定の業務水準に達していないマンション管理業者が存在すること等により、適正な管理運営が確保されていないマンションがあるという実態が、マスコミ報道などでも明らかにされている。

一方、マンションの区分所有者が、戸建て住宅と比較して税や諸費用負担などにおいて、不利な取扱いを受けているという指摘もある。

よって、足立区議会は国会及び政府に対し、益々増大することが予測されるこれらの問題に対し、国民保護の観点から下記の事項の早期実現を強く求めるものである。

記

1　マンション管理の適正化をさらに推進するため、国は管理組合や区分所有者への必要な情報提供や相談対応等の支援体制の一層の充実を図ること。

2　大規模修繕を適正かつ円滑に推進するため、適正な長期修繕計画の策定及び修繕積立金等の積立てを促進する施策を講じること。

3　マンションの管理運営の適正化がさらに図られるよう、指定団体を通じてマンション管理業者に適切な指導を行う等、マンション管理業者の資質向上に努めること。

4　マンションの資産価値を維持する観点から、管理組合に対する支援の充実を図るとともに、区分所有者の立場に立ったマンション供給者や管理業者の育成等に努めること。

5　敷地内の公園、通路等の共有物及びこれらに付属する電気、上下水道等に関し、地域のコミュニティとしての利用と負担を踏まえ、当該部分に対する固定資産税等の税及び諸費用について、住民の負担が戸建て住宅と比べ、不利にならない取扱いを図ること。

（衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて）

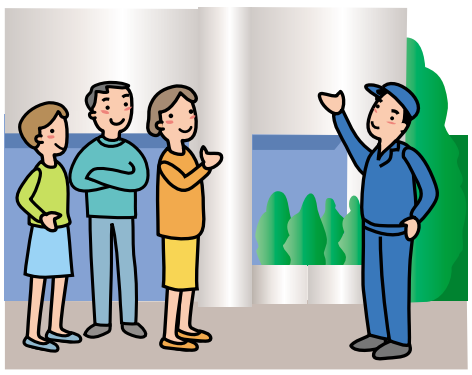

あなたも傍聴してみませんか

区議会では、区民のみなさんの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会はどなたでも傍聴できます。

本会議場の傍聴席は車椅子で利用できる4席を含め、一般傍聴者分として84席、報道関係者分として20席を用意しています。

各委員会の傍聴席は、報道関係者分を含め、30席を用意しています。

傍聴の受付について

本会議や委員会の傍聴を希望される方は、「傍聴券」が必要です。

傍聴の申込みは、開会予定時刻の1時間前から30分前まで本庁舎中央館6階の区議会事務局で受付けています。定員を超えた場合は抽選を行い、定員に満たない場合は先着順に傍聴券をお渡しします。

傍聴券に住所・氏名を記入していただき、係員に提示し、本会議場、委員会室に入っていただきます。

なお、お帰りの際には傍聴券は返却していただきますので紛失されないようにご注意下さい。

会議日程については区議会ホームページ若しくは、お電話でご確認下さい。

問合せ　区議会事務局議事係
☎（3880）5797

足立区議会情報公開制度の実施状況

平成15年度　請求件数及び処理状況

	請求件数	取下件数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否非開示	閲覧	視聴	写し	開示率(%)
平成15年度実績	4	0	2	1	0	1	0	0	0	3	100

※平成15年4月～平成16年3月末日

足立区議会ホームページをご覧下さい！

http://www.gikai-adachi.jp

足立区議会では、区議会に関する情報をいち早くお知らせするためにホームページを開設しています。
ぜひ、ご覧下さい!!

～掲載内容～
- 区議会Q＆A
- 区議会ものしり館
- 議員の紹介
- 会議日程
- 本会議のようす（録画中継）
- 本会議録の検索……など